

平成 20 年 10 月 28 日

社会保障審議会障害者部会  
潮谷 義子部会長様

日本精神科病院協会  
長尾 卓夫

第 41 回の部会において審議されました、地域における自立した生活のための支援「就労支援」につきまして時間の関係上意見陳述ができませんでしたのでここに意見を出させていただきますのでよろしくお願いします。

就労継続支援 B 型については、「通常の事業所に雇用されることが困難な障害者」を対象としており、その利用者増として

- ① 就労経験があるものであって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- ② 就労移行支援事業を利用した結果、本事業の利用が適当と判断された者
- ③ ①②に該当しない者であって、50 歳に達している者、または障害基礎年金 1 級受給者
- ④ ①②③に該当しない者であって、地域に一般就労や就労継続 A 型事業所による雇用の場が乏しいことや、就労移行支援事業者が少なく、一般就労へ移行することが困難と市町村が判断した地域における本事業の利用希望者（平成 23 年度末までの経過措置）となっています。

精神障害者は一般就労を経験するまでに発病し①に該当しない人が多いこと、精神障害者の特性として外見上は元気そうに見えても精神的エネルギーの減退をきたしていることから疲れ易さや根気が続かないなどがあり就労移行支援事業を第一に経験しなければならないことは負荷がかかり精神症状の悪化も招きかねないため②の条件を必須とすることには大きな疑問があること、③についても精神障害者で障害基礎年金 1 級取得者は少なく、50 歳以下の人たちで①②に該当しない人も多いこと、などから今後、就労継続 B 型事業が整備されてきたとしても精神障害者には利用がごく限定され、多くの人の利用が困難となる恐れが強くなります。精神障害者の特性から、就労継続 B をまず利用し、そこでの適応が十分にできた上で就労移行支援に行くことが可能な人が就労を目指してゆくという形が必要と考えます。